

○文京区旅館業法施行細則

昭和五十五年五月三十日

規則第三十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）及び文京区旅館業法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十一号。以下「条例」という。）に基づく区長の権限に属する事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(営業許可申請)

第二条 旅館業を営もうとする者は、省令第一条第一号から第六号までに規定する事項を記載した別記第一号様式による申請書正副二通を、区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 旅館業の施設を中心とした半径三百メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図
 - 二 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図
 - 三 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図
 - 四 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - 五 省令第一条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類

(許可書の交付等)

第三条 区長は、法第三条第一項の規定により許可をしたときは、別記第二号様式による営業許可書を交付し、別記第三号様式による旅館業営業許可台帳に記載する。

- 2 法第三条第五項の規定による許可を与えない場合の通知は、別記第四号様式による。

(承継承認申請等)

第四条 省令第二条第一項の規定による申請書は、別記第五号様式又は別記第五号様式の二とする。

- 2 区長は、法第三条の二第一項の規定による承認をしたときは、別記第六号様式又は別記第六号様式の二による旅館業営業承継承認書を交付するものとする。

第五条 省令第三条第一項の規定による申請書は、別記第七号様式とする。

- 2 区長は、法第三条の三第一項の規定による承認をしたときは、別記第八号様式による旅館業営業承継承認書を交付するものとする。

(変更等の届出)

第六条 省令第四条の規定による届出をしようとする者は、別記第九号様式による変更届又は別記第十号様式による停止若しくは廃止届を区長に提出しなければならない。

(宿泊者名簿)

第七条 省令第四条の二第三項第二号の区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- 一 生年月日
- 二 前泊地
- 三 行先地
- 四 到着日時
- 五 出発日時
- 六 室名
- 七 国籍（外国人の場合）

（一客室の有効面積）

第八条 条例第四条第六号アに規定する一客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。

（貯湯槽を使用するときの措置）

第九条 条例第四条第八号エ（ア）の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

2 条例第四条第八号エ（イ）に規定する規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置）

第十条 条例第四条第八号キ（ア）の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

2 条例第四条第八号キ（イ）の規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

3 条例第四条第八号キ（ウ）の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4 条例第四条第八号キ（エ）の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

（営業従事者名簿の記載事項）

第十一条 条例第六条第四号に規定する営業従事者名簿に記載する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住所
- 四 従事職種
- 五 就業年月日

（構造部分の合計床面積）

第十二条 条例第七条第四号ア、第九条第一項第三号及び第十条第一項第一号に規定する一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ちに入る部分の床面積を合計した面積とする。

2 条例第九条第一項第四号に規定する客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の規則で定める構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

(共同便所の便器の数)

第十三条 条例第七条第九号イに規定する規則で定める宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

一 便所を付設していない客室の合計定員（以下この条において単に「合計定員」という。）が三十人以下の場合 次の表の上欄に掲げる合計定員に応じ、同表の下欄に掲げる数

合計定員	数
五人以下	二
六人以上十人以下	三
十一人以上十五人以下	四
十六人以上二十人以下	五
二十一人以上二十五人以下	六
二十六人以上三十人以下	七

二 合計定員が三十一人以上三百人以下の場合 三十人を超えて十人（十人に満たない端数は、十人とする。）を増すごとに一を七に加算した数

三 合計定員が三百一人以上の場合 三百人を超えて二十人（二十人に満たない端数は、二十人とする。）を増すごとに一を三十四に加算した数

(共同洗面所の給水栓の数)

第十四条 条例第七条第十号に規定する規則で定める数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員について、五人（五人に満たない端数は、五人とする。）につき一個の割合で算定した数とし、当該合計定員が三十一人以上の場合は、三十人を超えて十人（十人に満たない端数は、十人とする。）を増すごとに一を六に加算した数とする。

(衛生措置基準の特例)

第十五条 条例第十一条に規定する規則で定める特例は、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 省令第五条第一項に規定する施設 条例第四条第二号アからエまでに掲げる照度のそれぞれについて、その二分の一とすること。

二 省令第五条第一項及び条例第七条ただし書に規定する施設 条例第四条第六号アの基準を、有効部分の面積一・五平方メートルにつき一人とすること。

付 則

この規則は、昭和五十五年六月一日から施行する。

付 則（昭和六一年六月二四日規則第三六号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都文京区旅館業法施行細則の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

付 則（平成一二年三月三一日規則第四六号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則（平成一三年六月一三日規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一五年三月六日規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一七年三月三一日規則第二一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年三月三〇日規則第四五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区旅館業法施行細則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二六年三月三一日規則第一七号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則（平成二八年三月三一日規則第六六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（平成三〇年六月二五日規則第四五号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の文京区旅館業法施行細則の規定は、平成三十年六月十五日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区旅館業法施行細則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和二年一二月一四日規則第六七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区旅館業法施行細則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記第1号様式（第2条関係）

（略）

別記第2号様式（第3条関係）

（略）

別記第3号様式（第3条関係）

（略）

別記第4号様式（第3条関係）

（略）

別記第5号様式（第4条関係）

（略）

別記第5号様式の2（第4条関係）

（略）

別記第6号様式（第4条関係）

（略）

別記第6号様式の2（第4条関係）

（略）

別記第7号様式（第5条関係）

（略）

別記第8号様式（第5条関係）

（略）

別記第9号様式（第6条関係）

（略）

別記第10号様式（第6条関係）

（略）